仕　様　書

件名	別府駐屯地畳取替	作成日	令和４年１月３０日
		所属	別府駐屯地業務隊管理科
		作成者	防衛技官　林田　元汰

1　総　則

本仕様書は、「別府駐屯地畳取替」について適用する。

2　実施場所

大分県別府市大字鶴見４５４８－１４３　陸上自衛隊別府駐屯地

3　概　要

・畳取替　８３畳（０．５畳：４枚）

生活隊舎Ⅰ（２階）・・・１５畳
生活隊舎Ⅰ（３階）・・・７．５畳（０．５畳：１枚）
生活隊舎Ⅰ（４階）・・７．５畳（０．５畳：１枚）
生活隊舎Ⅱ（３階）・１７．５畳（０．５畳：１枚）
生活隊舎Ⅱ（４階）・・１７．５畳（０．５畳：１枚）
業務隊舎（２階）・・・・・６畳
業務隊舎（３階）・・・・・・６畳
ＷＡＣ隊舎・・・・・・・・６畳

4　一般共通事項

（１）　本件は、本仕様書による外、防衛省・国土交通省制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」及係諸法則の定めに従い実施する。

（２）　請負者は施工にあたり、諸法規を遵守し、作業の円滑なる進捗を図ると共にその運営及び摘要は請負者の負担と責任において実施する。

（３）　請負者は施工にあたり、係官の指示する書類を作成し、提出する。

（４）　請負者は施工にあたり、仕様書と図面あるいは、現地において、相違、疑義及び不明な点が生じた 場合、係官と協議し、その指示に従う。

（５）　本仕様書に記載なき事項といえども施工に必要な事項は請負者の責任において実施するものとする。

（６）　本工事により発生する産業廃棄物の処分は、「破廃物の処理及び清掃に関する法律」（昭和４５年１２月２５日法律第１３７号）に基づいて適正に処分するものとする。また、産業廃棄物の処分に際してマニフェスト（E表の　写し）を納期までに１部提出するものとする。

（７）　施工において、他の工作物等に破損等が発生した場合は、請負者の責任において原型に負及するものとする。

（８）　請負者は施工にあたり、工程ごとカラー写真を撮影し、作業終了後速やかに整理し１部提出するものとする。

5　特記事項

（１）　畳は日本農林規格による種別のＢ種以上もしくは、同等品とする。

（２）　畳縁はＪＩＳ　Ｌ　３１０８に準じた縁地を使用する事。

（３）　縁下紙は黒紙とハトロン紙を合わせた紙等とし、寸法が正しく色むらがないものとする。

（４）　へり幅は表２目を標準とする。

（５）　敷き込みは、敷居、畳寄せなどの段違い、隙間、不陸などのないようにする。

（６）　実施についての細部日程等は係官と十分に調整し施工する。

6　その他

（１）　火気に十分注意し、人身事故はもちろんのこと爆発、火災及び材料等の飛散がないように安全管理、材料管理を徹底するものとする。

（２）　本件に関連した事故は請負者において責任を持つものとし、万一事故が発生した場合は官側は一切負わないものとする。

数 量 算 出 根 拠

工事件名：別府駐屯畳取替

名　称	規　格	単 位	算出	数 量
建築				
生活隊舎Ⅰ				
畳取替	1畳	枚	15+7+7	29
畳取替	半畳	枚	1+1	2
畳廃棄		枚	15+8+8	31
生活隊舎Ⅱ				
畳取替	1畳	枚	17+17	34
畳取替	半畳	枚	1+1	2
畳廃棄		枚	18+18	36
業務隊舎				
畳取替	1畳	枚	6+6	12
畳廃棄		12	6+6	12
		12		
WAC隊舎				
畳取替	1畳	枚	6	6
畳廃棄		枚	6	6